

# 高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース  
2008年8月号 No. 48

(高津事務所)  
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階  
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)  
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489  
(民主党川崎市議会議員団 控室)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎  
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135  
http://www.horizoe.com E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

## 地域主権と議会改革 - 住民自治の推進にむけて<sup>けん</sup>

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

新聞報道によれば、川崎市議会では、議会改革のために『議会のあり方検討会』を結成されたそうですね。

(堀添)

はい。来年3月を目標に活動を始めたところです。川崎市議会は、たとえば本会議、委員会の公開や議事録の開示、一問一答方式の採用、閉会中の委員会審議による実質的な通年会期など、他議会と比べても「議会改革」は進んでいると思います。しかし、あるいはだからこそ、とも言えるかもしれませんが、今までの議会のあり方を「そもそも川崎市議会はどのような役割を担わなければならないのか、そしてそのためにはどうあるべきなのか」といった観点から議論し、再定義していかなければならない、という総意が形成されたことによります。

(事務局)

議会改革といっても、市民の関心は高くないように思いますが。

(堀添)

確かに今のところはそうですね。しかし、議会改革の取り組みは、全国的にも大きな動きとなりつつあるように思います。新聞などを見ても、昨年ぐらいから「地方議会改革」という観点での記事が目に見えて増えてきています。この問題にきちんと取り組んだ議会と、そうでないところとでは、結果として自治体のあり方に大きな違いが出てくるのではないのでしょうか。

(事務局)

どうということでしょうか？

(堀添)

一つは、地方分権改革により、地域のまちづくりに対する自治体の権限や機能が急速に拡大していることがあります。政府の文書の中でも「地方政府」という表現がされはじめているように、今までの「中央政府に対する地方公共団体（自治体）」という枠組みから「中央政府と地方政府」というものへと変わりがつつあります。

このことは、今までのように中央政府が決定した全国一律的なまちづくりから、地域ごとに地域の特性に合ったまちづくりを、地域住民が主体となって進めていくことになっていくことを意味します。

議会のあり方も、以前は自治体ごとの政策の幅、自由度はそれほどありませんでしたから、決められた政策を適切に実行して

(次ページに続く)



- 1963（昭和38）年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブ本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- まちづくり委員会所属。
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 共同代表
- 民主党県連 政策調査会事務局長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女（高校3年）の3人家族



いるかどうかをチェックする役割が中心でした。しかし、まちづくりに対する自由度が拡大することで、まずどういったまちづくりを行っていくのか、いわゆる政策の中身を議論し決めることが重要になってきています。議会の役割の重心が「チェック・監視機能」から「政策立案機能」へと変わりつつある、と言ってもよいかもしれません。

(事務局)

「政策立案機能」を強めるということが、議会改革とどのように繋がってくるのですか？

(堀添)

たとえば、条例の制定について考えて見ますと、「チェック・監視機能」ということでは、市長が提案してきた条例案に問題はないのかどうか、という観点からの議会審議が中心となります。

これに対し、そもそも現状の課題に対し、どのようなルール(条例)を作っていくかなければならないのか、というところから議論を始めるとともに、具体的なルールを議会審議の中で形作っていく、ということが必要になってきているのだと思います。

一口に「条例を作る」と言っても、そのためには膨大な作業が必要となります。まず、その条例によって課題の解決に繋がるのか、ということを確認するためにも、定量的・定性的な実態調査が不可欠です。当然、既存の法令との間での調整もしなければなりません。また、条例の中身によっては、市民の権利を制約する場合もでてきます。今までは自由に建てられたのが、近隣環境の維持のために高さの制限がかかってきたり、自由に喫煙ができなくなったりといった条例を作るとなれば、さらに市民や関連団体との意見交換を丁寧に行わなければなりません。

こうした作業を通じてまとめられた条例案は、パブリックコメント等によって、きちんと説明責任も果たしていかなければなりませんし、その結果によっては、さらに内容を改善することになります。

本市の行政職員は、約1万4千名の体制で、日常的に活動を行っています。これに対し、議会事務局は40名足らずですから、まずは事務局自体の抜本的な強化が不可欠になってくると思います。

(事務局)

議会における審議のあり方も変わってくるのでしょうか？

(堀添)

変わるようになると思います。

議会審議が行政のチェックを中心に行う場合には、議員間の連携にそれほど多くの時間を費やす必要はありません。むしろ、一人一人の議員が、いかに深く掘り下げてチェックをしていくか、という部分が大切だと思います。これに対し、政策立案ということでは、最終的には議会全体としての総意にまでまとめあげていかなければなりません。本会議や委員会での審議も、議員間の討議を軸としたものになっていくのではないのでしょうか。

(事務局)

『議会のあり方検討会』では、どのような取り組みがされているのでしょうか？

(堀添)

各会派から選出された議員を中心に、無所属議員もオブザーバーとして加えて構成しています。そして、来年3月末を目標に、「議会基本条例」の制定を目指しています。

(事務局)

議会基本条例とは、どのようなものですか？

(堀添)

住民自治に基づく地方自治体、地方政府としていくために、主権者から選挙によって選ばれた議員の合議機関である「議会」はどうあるべきなのかを明らかにするとともに、議会活動のための基本的ルールを定めるものであると、私は考えています。

(事務局)

議会基本条例にはどのようなことが定められるのでしょうか。

(堀添)

まだこれからの議論ですが、議会としてどうあるべきなのか、といった理念的なことだけでなく、それを具現化し保証するための具体的な中身についても規定することになると思います。

検討経過の概要については、市議会のホームページ上でも発表しますので、注目していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

(2008年8月27日)



# 平成19年度決算概要が発表されました。

平成19年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算見込みの概要が発表されました。この内容は、9月に開かれる市議会定例会の中で審議されることとなります。

## ○一般会計の実質収支額（剰余金）は9億7,800万円

歳入は5,313億円余、歳出は5,242億円余で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた剰余額は9億7,800万円です。前年度に比べ、1億6,300万円の増となっています。

## ○特別会計の実質収支額（剰余金）は25億1,200万円

歳入は5,054億円余、歳出は5,027億円余で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた剰余額は25億1,200万円です。前年度に比べ、4,900万円の減となっています。

## ○市債の発行額は520億2,000万円

平成19年度の市債発行額は520億2,000万円となり、前年度に比べ、38億7,100万円の減となっています。なお、平成19年度末の市債残高は9,188億1,900万円であり、前年度に比べて43億5,600万円の増となっています。

## ○義務的経費は10億2,000万円の増

人件費は、職員数の減少などにより約23億円減ったものの、退職者数の増加により退職手当が約25億円増えたため、合計で6,600万円の増となっています。扶助費は民間保育所の増などにより、61億6,600万円の増に、公債費は52億6,600万円の減となり、合計で義務的経費は2,758億円（歳出全体の52.8%）となりました。

## ○財政の健全化指数は、すべて基準をクリア

実質赤字比率（一般会計の実質的な赤字：本市は黒字）、連結実質赤字比率（全会計の実質的な赤字：本市は黒字）、実質公債費比率（長期の借入金やこれに準じた経費の比率：本市は約16%）、将来負担比率（将来に負担すべき費用の比率：本市は約150%）のすべての数値は、早期健全化団体となる基準をクリアしています。

# 第32回 「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともって変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

**第32回 9月7日(日) 午後2時～ 高津市民館 「議会基本条例と議会改革」**

～地方政府を担う議会のあり方



日時：2008年9月7日(日) 午後2時から5時まで。

場所：高津市民館 第5会議室

溝の口駅前マルイファミリー 溝口1-6-10 044-812-1090



地方分権が進む中、地方議会のあり方が大きく問われています。川崎市でも検討が始まった議会基本条例を通じて、地方政府を担う新しい地方議会像について議論を行います。

## 「川崎市政に参加する会」に参加して

2008年6月27日開催 「無防備都市条例について」

市議会に「平和無防備都市条例」の制定を求める直接請求が行われたことを受け、請求者の会の方に説明をうかがってから、参加者が質問や議論を行いました。その議論は賛否両論さまざま「法的根拠はどうか」といった専門的な話もあれば、「戦争体験を繰り返してはいけない」「有事の際にまもってもらえないのは困る」「軍隊は市民をまもってくれない」などの意見も出されました。

今回議題となった戦争と平和の問題は、すべての人にとっての大きな課題だと思います。単にどちらが良いかと問われれば大多数の人が後者を選ぶのかと思うのですが、そこからさらに踏み込んだ議論をする機会

はあまりなく、思えばどこか他人事のようになっていたのかもしれない。今回は、その事を考え直すよい機会になったように思います。

また、そもそも市民ひとりひとりが主権を持つ民主主義の社会でありながら、その主権を行使するための議論をする機会がなかったことに気づかされました。

最後に、堀添議員の考えとしては、想定することも難しい有事の際の対応を予め制限してしまうことに疑問があり、この条例案には反対するつもりとの話でした。このように説明してもらえると、私たちがから見て市政が少し身近に感じられたように思います。

(Y. I 会社経営)

## 政治資金ご寄附のお願い

地元から日本改革を実現するために、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

## 「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169  
銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

ととも生え年有きま終れるば中すら成でさ給で水た米水すいさかこうも戸秀竣る二年に行用いる南領と「川崎市の景観」と言ったとき、必ずしも生活ることとして、都市部の価値を再確認する機会になる

え、二〇〇〇年、市議会に「平和無防備都市条例」の制定を求める直接請求が行われたことを受け、請求者の会の方に説明をうかがってから、参加者が質問や議論を行いました。その議論は賛否両論さまざま「法的根拠はどうか」といった専門的な話もあれば、「戦争体験を繰り返してはいけない」「有事の際にまもってもらえないのは困る」「軍隊は市民をまもってくれない」などの意見も出されました。

今回議題となった戦争と平和の問題は、すべての人にとっての大きな課題だと思います。単にどちらが良いかと問われれば大多数の人が後者を選ぶのかと思うのですが、そこからさらに踏み込んだ議論をする機会

はあまりなく、思えばどこか他人事のようになっていたのかもしれない。今回は、その事を考え直すよい機会になったように思います。

また、そもそも市民ひとりひとりが主権を持つ民主主義の社会でありながら、その主権を行使するための議論をする機会がなかったことに気づかされました。

最後に、堀添議員の考えとしては、想定することも難しい有事の際の対応を予め制限してしまうことに疑問があり、この条例案には反対するつもりとの話でした。このように説明してもらえると、私たちがから見て市政が少し身近に感じられたように思います。

(Y. I 会社経営)